

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月9日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	市川町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.ichikawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=41787

執行機関名 市川町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市川町福祉医療費の助成に関する条例(平成4年条例第11号)によるひとり親等の医療費助成に関する事務、乳幼児等の医療費助成に関する事務、子どもの医療費助成に関する事務、高齢者の医療費助成に関する事務及び重度障害者(児)等の医療費助成に関する事務であって、施行規則で定めるもの(母子家庭等)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		市川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1(第4条関係)第1の項 市川町福祉医療費の助成に関する条例(平成4年条例第11号)によるひとり親等の医療費助成に関する事務、乳幼児等の医療費助成に関する事務、子どもの医療費助成に関する事務、高齢者の医療費助成に関する事務及び重度障害者(児)等の医療費助成に関する事務であって、施行規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	市川町福祉医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者(重度障害児を含む。以下同じ。)、乳幼児等、こども、母子家庭、父子家庭及び遺児(以下「高齢期移行者等」という。)に係る医療費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		市川町福祉医療費の助成に関する条例 市川町福祉医療費の助成に関する条例施行規則